

令和7年度砺波市新児童施設トータルデザイン及び内装等設計施工業務 仕様書

1 業務名称

令和7年度砺波市新児童施設トータルデザイン及び内装等設計施工業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

砺波市（以下「本市」という。）では、児童福祉の向上及び子育て支援の推進のため、本市内の大型商業施設内に、児童に健全な遊びの場を提供する機能及び乳幼児の子育てに関する助言、相談、情報提供を行う機能を併せもった児童施設を新たに整備する。

本業務は、当該児童施設の利便性及び魅力度を最大化するため、施設内のトータルデザインを行い、内装の設計及び施工並びに備品等の整備を行うことを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和7年11月28日まで

4 施工場所・面積

- (1) 位置 イオンモールとなみ（砺波市中神一丁目174番地）1階
 イオンシネマ区画の西隣の区画（イオン区画番号119-2）
- (2) 面積 692.31㎡（209.42坪）

5 業務内容

(1) 基本的事項

ア 本業務は、上記の項目4の区画に、複数の機能を併せもつ児童施設を開設計するために必要な内装工事、電気設備工事、電気通信設備工事、上下水道設備工事及び備品整備を行うものである。

イ 複数の機能を併せもつことから、同区画内は、本市が定める別紙「レイアウト図」に基づいて壁又は構造物により複数の機能ごとにエリア分けするものとする（エリア間の境界の位置は、必ずしも別紙「レイアウト図」に精密に一致している必要はない。）。

ウ 内装工事、電気設備工事、電気通信設備工事及び上下水道設備工事に関する詳細な実施設計は、受注者が、施設内のトータルデザインを検討し、それを踏まえて実施するものとする（本市は詳細な実施設計を行わない。）。

エ 使用する資材、備品等については、使用前に本市に対して写真、図面等を用いてそれらの仕様等を説明し、本市の承諾を受けること。

(2) 必須とする仕様

ア 共通事項

- (ア) 別紙「レイアウト図」に基づいて、各エリア間に壁又は家具を設置してエリアを分けること。なお、別紙「レイアウト図」中、赤色の実線の境界部分については、防音対策を講じること。
- (イ) イオンモール(株)を通して次の「B工事」を施工すること。なお、当該「B工事」費は、本業務の工事費に含まれていること。
- ・「運動スペース」内の排煙口・1箇所の設置
(工事費見込額：税別70万円)
 - ・空調機器のリモートコントローラ・2台の「事務室」への移設
(工事費見積額：税別20万円)
 - ・誘導灯5台程度及び自動火災報知機2台の設置
(工事費見込額：税別150万円)
- (ウ) 各エリアの利用者が開放感を得られるよう、また事務室から各エリア内（「職員休憩スペース」は除く）の利用状況が大まかに把握できるよう、各エリアをエリア分けするための壁又は構造物には工夫を講じること。
- (エ) この施設は、外履きの靴を脱いで利用することを想定しているものであること。
- (オ) 壁面及び柱のグラフィックを加工・工夫し、利用する児童が明るい気持ちで利用できる空間を演出すること。
- (カ) 器具庫以外の各エリア内の見やすい位置に掛時計を設置すること。

イ 学習スペース（小学生～高校生の使用を想定）

- (ア) 入口に施設名を表示した看板を設置すること。
- (イ) 事務室前に受付用カウンターを設置すること。
- (ウ) 上記の受付用カウンターから見える位置に施設全体の平面図（利用者への案内用）を設置すること。
- (エ) 下駄箱（50人以上。縦方向の仕切り板は排し、1足ごとの箱を設けない。横方向の板のみ。）を壁面に寄せて設置すること。また、下駄箱に沿って、すのこの役割を果たすマット等を設置すること。なお、下段は、長靴やブーツも収納できる高さを確保すること。
- (オ) 別紙「レイアウト図」中の「施錠箇所」の位置で施錠できるようにすること。
- (カ) 事務室前に物置用ロッカーを設置すること。（児童及び保護者の荷物（鞆、水筒、ヘルメット等）を置くため）
- (キ) 2口電源コンセントを2箇所以上設置すること。

ウ 事務室・相談室（職員の使用を想定）

- (ア) 事務室において本市が配備するパーソナルコンピュータ3台がL G W A Nに接続できるよう、「砺波市イントラネット」回線の引き込み工事を施工し、事務室内に専用のW i - F i アクセスポイント又はL A Nコンセントを必要数設置すること。また、新設するスイッチングハブにネットワーク設定を行うこと。なお、当該ネットワーク設定の方法、パーソナルコンピュータとの接続方法等については、砺波市企画総務部D X推進課と協議して決定すること。なお、当該工事費は、本

業務の工事費に含まれていること。

(工事費見込額：税別 1 1 2 万円)

(イ) 電話線を 2 回線分引き込み、電話機 2 台を配備すること。

(ウ) 相談室の仕切り壁は、遮音性に配慮すること。

(エ) 貸出遊具の収納棚（幅 700mm 以上、奥行 500mm 以上、高さ 200mm 以上の棚が複数段）を設置すること。

(オ) 上記以外の事務室内・相談室内の机、椅子、書架等は、本市が別途調達するため、本業務での調達は不要であること。

(カ) 2 口電源コンセントを 4 箇所以上設置すること。

エ 子育て支援センター（乳幼児の親子の使用を想定）

(ア) 幼児用の玩具及び絵本は、現存の他施設から本市が移動して配置するため、本業務での調達は不要であること。

(イ) 壁面は、掲示物が掲示できる仕様とすること。

(ウ) おむつ交換場に目隠しカーテンを設置すること。

(エ) このエリアは、現存する「出町子育て支援センター」（砺波市表町 1 8 - 3）及び「北部子育て支援センター」（砺波市林 1 1 0 8）を統合及び移転する性質のものであることから、内装の仕上げ等については両施設の現況を参考とすること。

(オ) 保護者の荷物を置くためのロッカーを設置すること。

(カ) 紙芝居、保育雑誌、事務用品等の収納用の整理棚を設置すること。

(キ) 2 口電源コンセントを 4 箇所以上設置すること。

オ 遊びの空間（3 歳児～小学生の使用を想定）

(ア) 児童用のボードゲーム玩具（将棋、ボードゲーム等）を児童が自ら片付けられる収納棚を設置すること。

(イ) 3 歳児～6 歳児の利用を想定したボルダリング遊具・1 基（安全マットを含む）を設置すること。

(ウ) 3 歳児～6 歳児の利用を想定した立体遊具（登って滑り降りられるような遊具）を、この空間のシンボルとして配備すること。なお、人力で移動できるものとする。

(エ) 図書室・多目的室との間に壁や固定的な構造物を取り付けないこと。

(オ) 2 口電源コンセントを 2 箇所以上設置すること。

カ 図書室・多目的室（小学生の使用を想定）

(ア) 児童用の図書は、現存の他施設から本市が移動して配置するため、本業務での調達は不要であること。

(イ) 児童用の図書の本棚を新たに設置すること。なお、本棚の収容力については、現在の「出町児童センター」（砺波市本町 7 - 5）の本棚の 2 分の 1 程度を目安とすること。

(ウ) 2 口電源コンセントを 2 箇所以上設置すること。

キ 運動スペース（小学生の使用を想定）

(ア) 照明器具等にボール等が当たることも想定した計画とすること。

(イ) 床面は「児童が裸足でドッジボール、卓球、バスケットボール等の運動を行う」ことを想定した床材とすること。

(ウ) 2口電源コンセントを6箇所以上設置すること。

ク 器具庫 (小学生及び職員の使用を想定)

(ア) 運動スペースとの間に、児童が体当たりしても大破しない仕切り壁を設けること。

(イ) 運動スペース側に器具を出し入れするための扉を設けること。

ケ 職員休憩スペース (職員の使用を想定)

(ア) 調乳用の小型の流し台(シンク)を設置すること。

(イ) 上記の流し台の付近に電力で湯沸かしが可能な設備を設置(電源確保を含む)すること。

(ウ) 上記の流し台の付近に本市が所有する冷蔵庫1台を配置するため、当該冷蔵庫用ほかとして2口電源コンセントを設置すること。

(エ) 排水口付近に本市が所有する洗濯機1台を配置するため、排水口付近に当該洗濯機用の排水受け口及び電源コンセントを設置すること。

(オ) 児童及び職員が使用するための手洗い場を設置すること。なお、職員休憩スペースと図書室・多目的室の双方向から使用できる手洗い場とすること。また、図書室・多目的室側の手洗い場は、幼児と児童の両方が使用できるよう、高さが異なる流し台を設けること。

(カ) テレビ配線(地上波放送のみ必要)を引き込み、同軸ケーブルのテレビコンセントを1箇所設置すること。

(キ) 上記のテレビほか用として、2口電源コンセントを2箇所以上設置すること。

6 提出書類等（標準的なもの）

提出書類等	提出時期
着手届	契約締結後速やかに
工事工程表	//
現場代理人等届	//
施工体制台帳	//
工事打合簿	随時
工事完成届	工事完成後速やかに
工事写真	//
竣工図	//
備品等の取扱説明書	//

7 再委託について

受注者は、業務の一部を第三者に再委託ことができる。再委託する場合は、再委託先ごとの業務内容、実施体制及び責任者を明記した書類を本市に提出し、本市の承諾を得なければならない。

8 業務実施体制

本業務を履行するための担当者を2人以上配置し、うち1人を本業務を総括管理する責任者とする。

9 留意事項

- (1) 本業務の成果物は、関係法令及びイオンモール株式会社の関係規程に適合したものでなければならない。
- (2) 本業務の履行に必要な消防機関、イオンモール(株)等との事前協議、許認可等の手続は、原則として受注者が行うものとする。
- (3) 本市と受注者は、業務の履行に必要な協議を随時行うものとする。その際、協議結果を双方が確認するため、受注者は工事打合簿を作成し、本市に提出するものとする。
- (4) 本業務の成果物について受注者の責に帰すべき不良が見つかった場合は、本契約終了後においても、本市の指示に基づいて速やかにこれを是正すること。なお、当該是正に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、本市及び受注者の協議によりこれを定めるものとする。

レイアウト図

